# 職場におけるパワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)は、相手の尊厳や人格を傷つける行為です。 パワーハラスメントについても、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメ ントと同様に、防止対策を講じることは望ましいものです。

## 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為を言います。

### 身体的な攻撃

- ・物を投げつけられ、身体に当たった
- 蹴られたり、殴られたりした
- いきなり胸ぐらをつかまれて、説教された

#### 精神的な攻撃

- ・同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- ・皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

### 人間関係からの切り離し

- 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- 先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- ・根拠のない悪い噂を流され、会話してくれない

#### 過大な要求

- 終業間際なのに、過大な仕事を毎回押しつけられる
- 1人ではできない量の仕事を押しつけられる
- 達成不可能な営業ノルマを常に与えられる

## 過小な要求

- ・営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要される
- 事務職で採用されたのに、仕事は草むしりだけ
- 他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない

## 個の侵害

- 個人所有のスマホを勝手にのぞかれる
- ・不在時に、机の中を勝手に物色される
- 休みの理由を根掘り葉掘りしつこく聞かれる

# 社内のパワハラ対策の取組

パワーハラスメント対策導入マニュアルより

予防する ため<u>に</u>

- ① トップのメッセージの発信
- ② 社内ルールの決定
- ③ アンケートによる実態を把握
- 4) 教育 研修
- ⑤ 社内での周知・啓蒙

解決する ために

- ① 相談窓口の設置
- ② 再発防止

パワハラ対策の取組方法の解説やパワーハラスメント対策導入マニュアル・研修資料・アンケートのひな形のダウンロードは、ポータルサイト「<mark>あかるい職場応援団</mark>」 (http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/) をご覧ください。



パワハラに関する相談はお近くの「**総合労働相談コーナー**」まで http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html